

筑波大学遺伝子実験センターの屋外特定区画等の利用に関する内規

〔平成 17 年 6 月 7 日〕
〔遺伝子実験センター長決定〕

改正 平成 25 年 5 月 13 日

改正 平成 26 年 5 月 15 日

(趣旨)

- 1 この内規は、遺伝子実験センター（以下「センター」という。）の屋外特定区画及び非閉鎖系区画（以下「区画」という。）における実験の安全かつ適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 区画において組換え体を用いた実験を実施する場合の取扱いについては、遺伝子組換え生物等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年度法律第 97 号以下「規制法」という。及び筑波大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成 25 年法人規程第 23 号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(設置)

- 3 センターに「屋外特定区画」として模擬的環境試験圃場を、「非閉鎖系区画」として環境影響試験温室（特定網室）を置く。
- 4 区画は、組換え植物の環境影響評価調査のための共同利用区域として利用するものとする。

(区画利用者)

- 5 区画利用者とは、センター長の許可を得て、研究のため区画に立ち入る者をいい、組換え体を用いた実験のために区画を利用する場合にあっては、実験責任者及び実験従事者をいう。

(管理主任者)

- 6 区画利用上の安全を確保するため管理主任者を置き、運営委員会の推薦に基づきセンター長が任命する。管理主任者は、規程第 5 条に規定する安全主任者（以下「安全主任者」という。）と協力し、区画利用者に対する指導監督及び次に掲げる事項を行わせるものとする。
 - (1) 実験指針及び規則の遵守に関すること。
 - (2) 作業区域内の設備・装置の安全管理に関すること。
 - (3) 組換え体の保管に関すること。
 - (4) 区画利用の記録及びその保管に関すること。
 - (5) 区画利用に係る教育訓練に関すること。
 - (6) 区画利用に係る事故発生時の措置に関すること。
 - (7) その他区画利用の安全確保に関する事項
- 7 管理主任者は、区画利用の安全確保のため、区画利用者に必要な書類等の提出を

求めることができる。

(区画管理委員会)

- 8 センター長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、センター長に対し助言又は勧告を行うため、センターに区画管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
 - (1) 組換え体利用計画の審査に関すること。
 - (2) 区画利用者の教育訓練に関すること。
 - (3) 事故発生時の措置及び改善策に関すること。
 - (4) その他区画利用の安全確保に関する必要な事項
- 9 委員会は、組換え体を用いた実験に係る場合は、遺伝子組換え実験安全委員会と緊密な連携を取りながら任務の遂行を図るものとする。
- 10 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 管理主任者 1名
 - (2) 安全主任者 1名
 - (3) センター運営委員会の教員 1名
 - (4) センターの維持運営に係る教員 若干名
 - (5) センターを利用する教員 若干名
- 11 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 12 委員会に委員長を置き、管理主任者をもって充てる。
- 13 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 14 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(利用の許可)

- 15 区画利用者（組換え体を用いた実験に係る場合は、実験責任者）は、あらかじめ別記様式第1の区画利用計画書（以下「利用計画書」という。）により管理主任者を経て、センター長に提出し、許可を得なければならない。利用計画を変更する場合も同様とする。
- 16 センター長は、前項の利用計画書の提出があった場合は、委員会の審査を経て、利用の可否を決定し、その利用を許可するときは、別記様式第2の区画の利用許可書により通知するものとする。
- 17 区画利用者は、当該利用を開始した場合は別記様式第3の区画利用開始報告書により、及び区画利用が終了した場合には別記様式第4の区画利用終了報告書により、速やかにセンター長に報告しなければならない。

(区画利用の安全な実施)

- 18 区画利用者は、管理主任者又は安全主任者の監督のもとに、安全確保に十分配慮し利用しなければならない。
- 19 区画利用者は、管理主任者の監督のもとに、区画利用の経過等について記録し、保管しなければならない。

(作業区域・設備の管理及び保全)

- 20 管理主任者は、規制法に定める作業区域、設備の定期点検その他管理保全を実施し、その結果を記録・保管する。
- 21 管理主任者(組換え体を用いた実験に係る場合は、安全主任者及び実験責任者)が認めた者以外の者は、区画に立入ってはならない。区画利用者は、区画に立ち入るときは、その都度、別記様式第5の区画等入場記録に必要事項を記入しなければならない。

(組換え体の取扱い)

- 22 組換え体の保管、運搬及び廃棄並びにこれらの記録に関する事項については、安全主任者と協議し、管理主任者が定めるものとする。
- 23 組換え体を利用区域へ搬入する場合及び利用区域から搬出する場合、区画利用者は所定の様式により管理主任者に届け出なければならない。

(利用許可の取消)

- 24 センター長は、区画が適正に利用されていないと認めるときは、委員会の議を経て、その利用の許可を取消することができる。

(緊急事態発生時の措置)

- 25 地震、火災その他の災害により、組換え体による汚染が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、直ちに当該実験責任者、管理主任者、安全主任者又はセンター長に通報しなければならない。
- 26 前項の通報を受けた実験責任者、管理主任者、安全主任者又はセンター長は、相互に連絡し、応急の措置を講ずるとともに、安全主任者は、速やかに学長に報告しなければならない。

附 記

この内規は、平成17年4月1日から実施する。

附 記

この内規は、平成25年5月13日から実施する。

附 記

この内規は、平成26年5月15日から実施する。